

## 資料

### 降伏・領土条約と日本国憲法

参議院予算委員会 1959年11月17日

○政府委員（林修三君（内閣法制局長官）） 憲法と条約の関係につきましては、学説上、憲法優位説、条約優位説が両方あるわけでございます。あるわけでございますが、従来のわれわれの考え方といたしましては、これを必ずしも一元的には考えておりません。いわゆる条約と申しまして、いろいろなものがあるわけであります。いわゆる、何と申しますか、国際自然法と申しますか、要するに確立された国際法規、そういったものはやはり憲法がその法秩序として受け入れているのだ、かように考えるわけであります。たとえば申せば、外交官の治外法権というようなものは、これは当然に憲法がその秩序の中に受け入れておるものである、こう考えるべきだと思っております。すべて裁判所に出訴できるという問題に対するこれは例外になりますけれども、これはやはり国際法秩序がそこは優先して働くものである、かように考えております。それからもう一つは、逆に二日間〔ママ 二国間〕の政治的、経済的な条約、こういうものがあつたから、直ちにそれによって憲法が改正されるかということになりますと、これはやはりそう簡単には言うことができない。やはりそういう場合においては、憲法を優先して考える。憲法違反のような、そういう二国間条約を結ぶべきではない、かように考えるべきだということを言っておるわけであります。もう一点は、これも蛇足でございまして、従来、たとえば降伏文書あるいは平和条約というような一国の安危にかかわるような問題に関する件におきましては、これは必ずしも、憲法と条約とを比較してみた場合には、やはり条約が優先するという場合はあろう。これはこういう三点に分けて、大体、従来言っておるわけであります。

佐藤幸治『憲法』（青林書院、第3版、1995）

[p. 32]

「国内法秩序において」憲法優位があらゆる国際法について妥当するかも問題で、……領土や降伏などに関する条約は憲法に優位すると見るべきであろう（ポツダム宣言受諾・降伏文書調印は、明治憲法典の予定する主権国家体制さえ否認するものだから違憲であると主張されたことがあるが、明治憲法は戦争の可能性を否認せず、戦争には勝敗がつきものであって、国家として生きのびるために降伏し、ために憲法典の定める通りには行かなくなる可能性は否定されえない）。

[p. 76] [ポツダム]宣言が[国民主権の]要求を含むものであつたとしても、同宣言の受諾は国際法上の義務を負つたことを意味するにとどまり、受諾と同時に国内法上も根本的変革を生じたと見ることは困難である……（八月革命説は、「国体」変革の義務がいわば“債権的”にではなく、いわば“物権的”に日本国家に生じたと見るもので、それは徹底した国際法優位の一元論を前提せずには成立し得ない）……。